

4節 ガイダンス施設の整備

史跡整備にあたり、史跡恒川官衙遺跡の価値やこれらを取りまく歴史的文化的環境について来訪者に理解を促す施設として、ガイダンスエリアにガイダンス施設を整備する。史跡内の遺構表示や建物復元展示とも連動した情報発信を行うとともに、史跡恒川官衙遺跡の保存管理や活用の拠点としての機能をも備え、さらには周辺地域の文化資産（図2参照）を活かした地域活動などの拠点ともなる施設とする。

（1）想定する利用者

ガイダンス施設の整備においては、次のような利用者を想定している。

まず、地域の小学生（高学年）・中学生が挙げられ、地域の歴史や魅力を学ぶ教材として史跡恒川官衙遺跡を活用できるようにする。その学習を通じて、史跡保存活用の担い手としての意識を育み、次世代へと史跡保存の取り組みが継承されていくよう図る。

また、地域住民が利用者の重要な部分を占めることを考え、地域の歴史や価値・魅力についての学びをさらに深めてもらうための施設として位置づける。併せて、住民の日常的な利用にも適切に配慮した施設とすることによって、史跡恒川官衙遺跡を確実に保存継承・活用していくための理解や協働が進むことも期待できる。

さらに、地域外や県外からの来訪者も主要な利用者となることを考え、史跡恒川官衙遺跡を通して当地域の価値や魅力を学び、日本史を俯瞰できる施設として機能するようにする。

（2）既存施設との役割分担

飯田市内には、飯田市美術博物館、飯田市上郷考古博物館、飯田市考古資料館といった類似文化施設がある（図12）。史跡恒川官衙遺跡ガイダンス施設の整備計画を策定するにあたり、既存施設との役割分担を次のように整理する。

	史跡恒川官衙遺跡 ガイダンス施設	飯田市美術博物館	飯田市上郷考古博物館	飯田市考古資料館
位置づけ	○史跡恒川官衙遺跡や古代伊那郡のガイダンス ○史跡恒川官衙遺跡の保存活用、管理の拠点	○「伊那谷の自然と文化」のメインガイダンス	○埋蔵文化財を基にした飯田の古代の生活と文化のガイダンス	○埋蔵文化財を基にした飯田市の古代から近代までの生活と文化のガイダンス
機能	○恒川遺跡群出土品などの展示、解説 ○史跡恒川官衙遺跡の所在する当地域の特徴や魅力の発信 ○体験学習、地域住民との交流	○「伊那谷の自然と文化」に関する総合展示、解説 ○「伊那谷の自然と文化」の研究及び総合発信	○飯田市の古代を中心とした特徴的な考古資料の展示、解説 ○考古資料の収蔵保管	○飯田の考古資料の展示、解説 ○考古資料の収蔵保管 ○発掘調査した埋蔵文化財の整理等作業

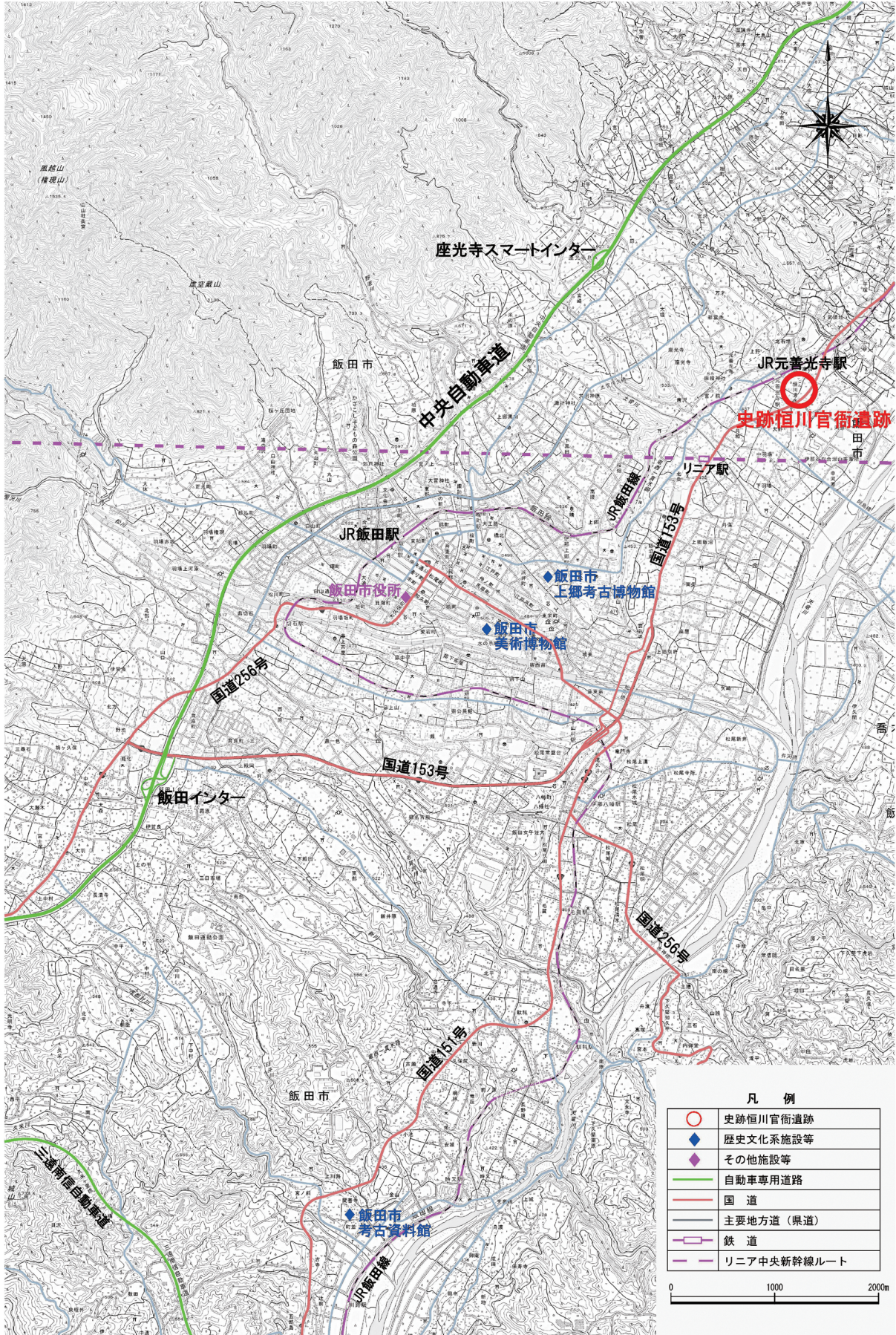


図 12 既存の類似文化施設の位置と主なアクセスルート

(3) ガイダンス施設の役割と機能

① ガイダンス施設の役割

保存活用計画に示されたガイダンス施設の構想、想定する利用者及び既存施設との役割分担から、史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設は次のような役割を果たすものとする。

- 出土品、模型、説明パネルなどをわかり易く展示し、史跡恒川官衙遺跡の価値や魅力について、来訪者が深く理解できるようにする。
- 古代より内陸交通の結節点であり、各時代の多様性に富む歴史・文化資産が数多く伝わる当地域の特徴や魅力を発信する。
- 史跡恒川官衙遺跡を未来に継承していくための、史跡管理・活用の拠点とする。合わせて、体験学習の場として、また、「2000年浪漫の郷」づくりに取り組む地域住民と来訪者との交流の場としての役割も果たせるようにする。

② ガイダンス施設の機能

史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設が上記の役割を果たすためには、次のような機能が必要となる。

○展示・解説機能

古代における地方政治や文化の中心地であったという史跡恒川官衙遺跡の特徴を明確にし、遺跡の全体像や特徴、価値をわかり易く伝え、見学者の理解を助ける展示を行う。

○展望機能

復元建物を望観したり、正倉院エリアを眺望したりして、伊那郡衙の広がりを感じることができる機能を持たせるようにする。

○情報発信・収集機能

史跡恒川官衙遺跡の発掘調査の成果や関係する情報を発信するとともに、情報収集を行う。また、伊那郡地域が古代以前から伊那谷における文化・産業・流通の要であり、東西の結節点であった、という当地域の特徴や魅力を発信する。合わせて、周辺に集中する各時代の多様性に富む歴史・文化資産や座光寺地域の「2000年浪漫の郷」の取り組みを紹介し、周辺の歴史・文化資産への誘導を図る。

○地域交流機能

ガイドの活動拠点、地域で取り組む地域資産を活用した諸活動の拠点とし、地域交流を促す場として機能するようにする。

○学習機能

史跡恒川官衙遺跡に関する学習会や体験講座を開催したり、史跡恒川官衙遺跡の発掘調査報告書や関連する図書などを公開したりするなど、学習の場として活用できるようにする。

○管理運営機能

史跡恒川官衙遺跡の施設管理者が駐在する日常的管理・運営の拠点であるとともに、運営スタッフ・ガイドなどの活動拠点となる場所としての機能も備えるものとする。

③ ガイダンス施設の概要

ガイダンス施設は概ね次のような構造・規模とし、ユニバーサルデザインにも配慮する。

構造・規模	木造平屋一部2階建
延床面積	270㎡
内訳（1階）	230㎡
	展示スペース 70㎡
	学習スペース 60㎡
	管理運営スペース（事務室、エントランスホール、その他）60㎡
	便益スペース（トイレ） 40㎡
（2階）	40㎡
	展望スペース、その他 40㎡

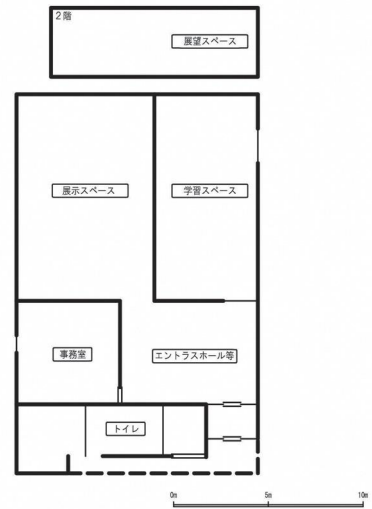


図 13 ガイダンス施設内部のイメージ
※これは確定したものではありません。



ガイダンス施設の例（平出遺跡）



ガイダンス施設のエントランスホール（手前）
と体験教室（平出遺跡）

【資料 4】ガイダンス施設の例（第 41 回全国遺跡環境整備会議資料より抜粋一部改編）単位：㎡（小数点以下四捨五入）

ガイダンス施設	建物の建築		展示室	活用等ブース	事務室	収蔵庫等	トイレ	その他
	建物構造	延床面積						
A	木造	73	37	0	7	0	30	0
B	木造	256	27	48	6	0	25	150
C	木造	252	70	60	54	0	61	7
D	鉄筋コンクリート造 （一部木造）	226	50	53	22	0	38	63
E	重量鉄骨造	199	70	30	14	15	33	37

5 節 その他の施設の整備

(1) 園路・広場

① 園路

来訪者が史跡内を安全で快適に周遊できるように、正倉院エリア及びガイダンスエリアに園路を整備する。これらは、管理用道路としても利用する。

また、正倉院エリアにおいては、エリア間連絡路や他の市道沿いに歩行者専用動線として歩道を整備する。

園路などの仕様は、遺構の性格や景観を損なわない線形や幅員とし、障がい者や高齢者なども視認し易く移動し易い、ユニバーサルデザインにも配慮するとともに、維持管理やそれぞれの利活用の便宜も考慮し検討する。



園路の整備例（伊勢国分寺跡）

② 広場

正倉院エリアの多目的広場ゾーンは、歴史学習や歴史体験イベントなどでの活用をはじめ、気楽に楽しむ憩いの場となるような活用にも配慮し、透水性舗装や芝類などの地被植物による整備を行う。

また、ガイダンスエリアを除く各エリアの遺構空白地においては、雨水などによる地表面の浸食防止、日差しの照り返しや夏場の気温上昇への対処も考慮し、維持管理に要する労力が比較的少ない芝類などの地被植物による草地空間とする整備を検討する。

(2) 便益施設

① 駐車場・駐輪場

ガイダンスエリアに駐車場・駐輪場を設ける。その駐車場には、障がい者専用スペース及び大型バス駐車スペースを確保する。これらの駐車場・駐輪場の表面は景観に配慮した透水性舗装とする。

駐車場規模は、「史跡を活用した国営公園の整備検討業務報告書」（平成 19（2007）年度 国土交通省）を参考に次のように算出する。

$$Y（駐車場必要台数）= A \times B \times C \times (1 / D) \times (1 / E)$$

A：年間利用者数（トイレ利用者を含め年間 30,000 人を見込む。）

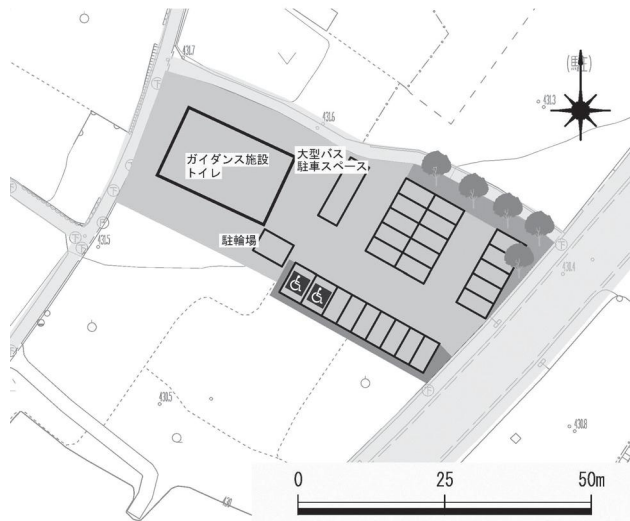
B：ピーク日集中度（「観光施設の空間と経営指標」社団法人日本観光協会を参考に 2.0%とする。）

C：自動車分担率（50%を見込む。）

D：1 台あたりの同乗者数（1 台あたり平均 2.5 人と見込む。）

E：駐車場回転数（ガイダンス施設及び各エリアを周遊する標準的な時間を概ね 90 分と見込み、1 日 5 回転とする。）

以上の点から、自家用車 25 台程度（うち 2 台分は身障者用）と大型バス 1 台分の駐車スペースを整備することとする。



※これは確定したものではありません

図 14 駐車場・駐輪場整備のイメージ

② トイレ

ガイダンス施設に設置する。そのトイレは、ガイダンス施設が閉館時でも利用できるような仕様を検討する。

③ 四阿・ベンチ・水飲み場

正倉院エリア及び清水エリアの適所に、四阿・ベンチ・水飲み場を設置する。いずれも周りの景色に溶け込むよう配慮し、耐候性の高いものを採用する。また、正倉院北側エリアにも、ベンチを設置する。



四阿の例（中宿遺跡）



ベンチの例（斎宮跡）



水飲み場の例（小田城跡）

（3）照明・防犯施設

利用者の安全確保と防犯のため、正倉院エリア及びガイダンスエリアに、照明灯、監視カメラ、警報スピーカーなどを配置する。ポールなどの塗装は景観に配慮したものとする。

（4）管理施設

史跡公園内の植栽管理のため、必要個所に遺構の確実な保護を図ったうえで散水栓を設置する。近隣住民の利用、景観、施設更新の利便性を考慮して、指定地外周にフェンスなどは極力設けないものとする。ただし、場所によっては、車止めを設ける場合もあり得る。

6節 動線・サイン計画

(1) アクセスルート上のサイン整備

史跡恒川官衙遺跡へのアクセス（図8・15）を考慮し、各ルート沿いの適地に史跡への動線を示す案内板などの設置を図る。また、史跡の周辺部では、国道など主要動線の交差点や歩道・路側帯などに史跡公園への誘導表示施設を設置することも検討する。

さらに、座光寺地域の「2000年浪漫的郷」の取り組みとも連携し、周辺の歴史・文化資産ともつなげた動線の表示も検討する。



史跡恒川官衙遺跡南西側の国道153号
（飯田方面から恒川清水入り口あたりを望む）

(2) 整備計画対象地及び周辺の動線

本史跡への主要な来訪者を、自家用車・バスなどを利用して訪れる人と想定し、史跡のメインエントランスは、ガイダンスエリアに近接する正倉院エリアの南東部とする。また、JR元善光寺駅や周辺の歴史・文化資産など西方から徒歩による来訪者のために、正倉院エリア北西部にサブエントランスの整備を図る。メインエントランスには標識の整備を行い、サブエントランスには大型の説明板及び案内板を整備する。

史跡内は基本的に自由動線とするが、各エリアを周遊するモデル動線（図16-1・16-2）を想定し、これらを一体的な空間として結びつける動線を整備し、サイン設備を配置する。また、モデル動線上のマンホール蓋について、史跡恒川官衙遺跡の特色あるデザインを採用することも検討する。

なお、エリア間連絡路の整備は、通常時に車の通行を想定しない正倉院エリア内に整備する園路とは差別化が図られるようにする。



JR元善光寺駅から史跡恒川官衙遺跡へ向う
市道（市道2-26号線）

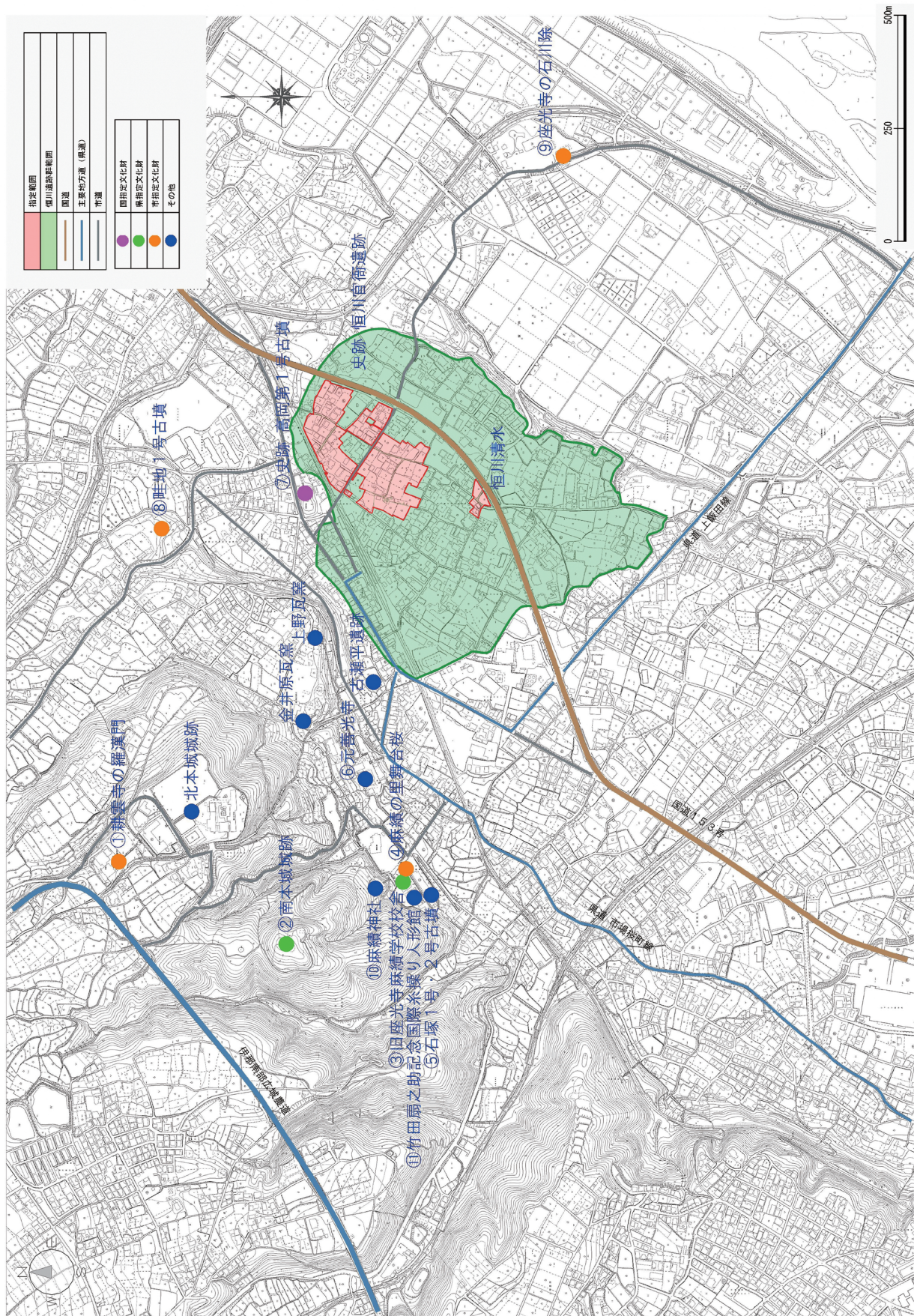


図 15 周辺地域の文化財と主なアクセスルート

7節 修景に関する計画

(1) 修景の方法

① 境界域の修景

史跡公園に隣接する住宅地などとの境界については、近接地の住宅などへの影響の有無や維持管理上の便宜などを考慮したうえで、中高木の植栽などにより修景する。

② 送電施設

景観を阻害している正倉院エリア内の架空電線については、電力会社や関係機関と協議し、撤去や経路の迂回などの方策を検討する。また、除去などが困難な電柱については、周辺景観と調和した色調にするなど、違和感を軽減する措置を図る。



周辺景観と調和した色調にした柱の整備の例
(菱田春草生誕地公園)

(2) 植栽

史跡公園の植栽は、本史跡の活用や良好な景観形成及び周辺景観との調和に配慮したものとする。樹木・草本を適宜植栽して来訪者に緑陰を提供するとともに、憩いの空間を創出する。樹種は、地域の在来種、他の郡衙に存在していたことが史料に見える槻木（ケヤキ）、恒川清水の近接地の発掘調査で種が出土した桃、その他万葉植物などの樹木や花樹などの植栽を検討する。

植樹は、整備後15～20年後の樹形などを想定し、維持管理が容易な樹種を選定する。また、周辺の樹園地の景観などとも調和した整備を目指す。

なお、植栽にあたっては、樹木の樹根により遺構や遺構面が破壊されることを防止するため、防根シートを使用するなど、防根処理を適切に行う。

8節 周辺地域の景観保全

周辺地域に展開する果樹園などの農村景観は、当地域の良好な景観の一部を構成するとともに、遺跡が立地する地形の保全、さらには地域の良好な環境の形成や雨水の涵養など防災にもつながっている。こうした史跡と調和のとれた景観を保全・育成し、周辺地域の良好な環境を守っていくために、都市計画法・景観法などの土地利用関係法令及び飯田市総合的土地利用計画を適用し、適切な景観誘導に向けた措置を講ずることができるよう関係部課や地域と調整を図る。

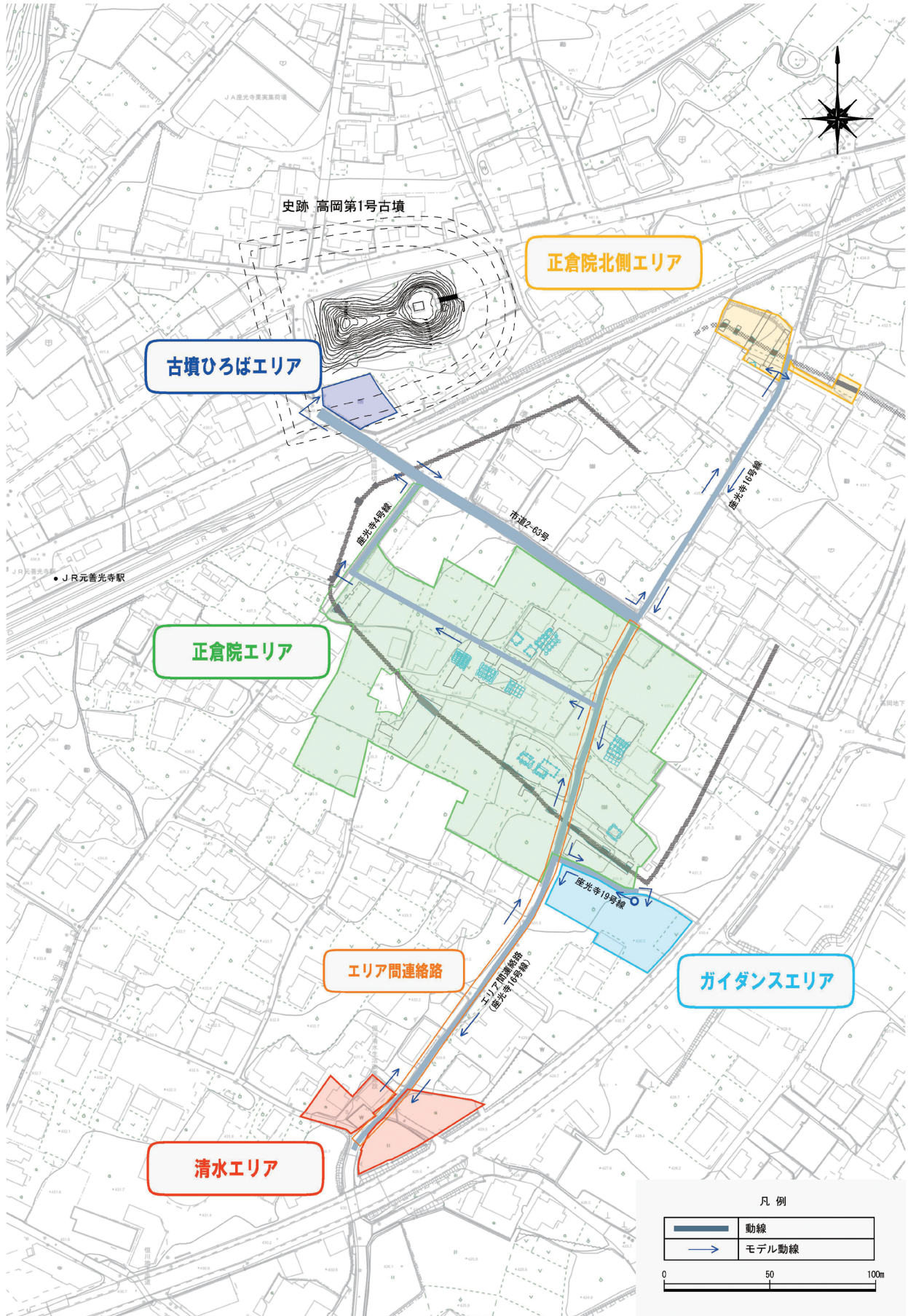


図 16-1 ガイダンスエリアからのモデル動線概念図